

設計図書（当初）

令和 6 年度

公共下水道ストックマネジメント管路施設調査業務委託その5

課 長	係 長	検算者	担当者
-----	-----	-----	-----

表－1 に示す設計図書は、佐野市業務委託契約書第 1 条第 1 項に定める設計図書である。

表－1 設計図書内訳

表紙	設計書	位置図	委託費内訳表	特記仕様書	図面
P 1	P 2	P 3	P 4～P 1 0	P 1 1～P 1 9	P 2 0～P 2 9

参考資料

表－2 に示す参考資料は、佐野市業務委託契約書第 1 条第 1 項に定める設計図書ではない。

表－2 参考資料内訳

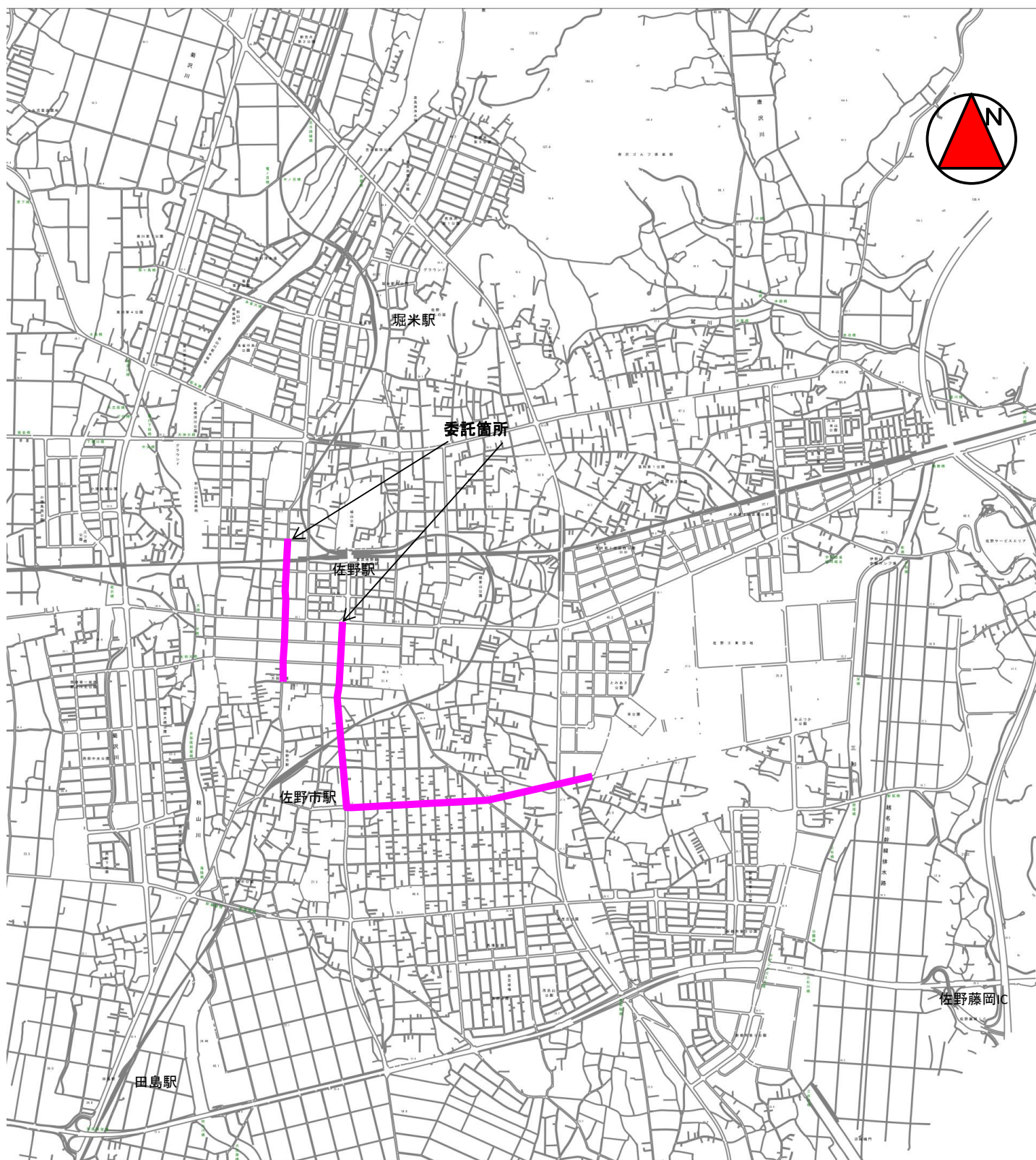
数量計算書	その他	
P 3 0～P 3 1	P 3 2	

設 計 書

市 長	副市長	局長	課 長	係 長	検算者	設計者
-----	-----	----	-----	-----	-----	-----

令和6年度	委託名	公共下水道ストックマネジメント管路施設調査業務委託その5	履行期間	月 日 ～ 令和7年2月28日 (日間)
作成 令和6年8月	履行場所	佐野市 植野町外	設計者名	
設計理由				
委託の種別および概要				
	本管潜行目視調査工 内径800mm以上1500mm未満		2032.3	m
	本管潜行目視調査工 内径1500mm以上		1104.4	m
	報告書作成工		1	式

位置図



S = Free

内訳表

費目・工種・施行名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
調査業務						X1000
下水道維持管理			1 式			
管路施設調査工			1 式			
本管潜行目視調査工			1 式			
本管潜行目視調査工 内径800mm以上1500mm未満	2, 032. 3	m				G0010 科目 第0001号内訳表
本管潜行目視調査工 内径1500mm以上	1, 104. 4	m				G0020 科目 第0002号内訳表
報告書作成工			1 式			
報告書作成工 本管潜行目視調査	3, 136. 7	m				G0030 科目 第0003号内訳表

内訳表

[illegible]

内訳表

費目・工種・施行名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
＊＊直接作業費＊＊					
共通仮設費（率分）		1 式			
＊＊共通仮設費計＊＊					
＊＊純作業費＊＊					
現場管理費		1 式			
＊＊作業原価＊＊					
一般管理費		1 式			
＊＊作業価格＊＊					

内訳表

[illegible]

数量総括表（設計書）

頁0-0003

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量（前回）	数量（今回）	摘 要
本管潜行目視調査工	φ 800以上1500未満				G0010
管路調査技師	時間的制約・労務単価 5 割増	人			RA730
管路調査助手	時間的制約・労務単価 5 割増	人			RA735
管路調査作業員	時間的制約・労務単価 5 割増	人			RA010
ライトバン運転工	56kW 1500cc	日			V0100
小計		m		500	
計		m		1	

数量総括表（設計書）

頁0-0004

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量（前回）	数量（今回）	摘 要
本管潜行目視調査工	φ 1500以上				G0020
管路調査技師	時間的制約・労務単価 5 割増	人			RA730
管路調査助手	時間的制約・労務単価 5 割増	人			RA735
管路調査作業員	時間的制約・労務単価 5 割増	人			RA010
ライトバン運転工	56kW 1500cc	日			V0100
小計		m		600	
計		m		1	

数量総括表（設計書）

頁0-0005

工事区分(項目)・工種・種別・細別		規 格	単 位	数量（前回）	数量（今回）	摘 要
報告書作成工		本管潜行目視調査				G0030
管理技士			人			RA727
管路調査技師			人			RA732
管路調査助手			人			RA737
小計			m		1,000	
計			m		1	

公共下水道ストックマネジメント管路施設調査業務委託その5

特記仕様書

1. 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
2. 本業務の履行期間は、契約締結日から令和7年2月28日までとする。
3. 調査作業計画書の作成にあたっては、(公社)日本下水道管路管理業協会が資格認定している「下水道管路管理総合技士」若しくは「下水道管路管理主任技士」の資格所有者、若しくは前述した資格と同等以上の技術及び経験を有する者を従事させること。
4. 調査工の業務実施にあたっては、(公社)日本下水道管路管理業協会が資格認定している「下水道管路管理専門技士(調査部門)」の資格所有者、若しくは前述した資格と同等以上の技術及び経験を有する者を従事させること。
5. 本仕様書に記載が無い事項については、管路施設清掃・調査工標準仕様書を遵守すること。また、調査結果の報告書については、(公社)日本下水道協会発行の「下水道管理施設の点検・調査マニュアル(案)」に基づいて作成すること。
6. 本業務は「佐野市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、管路施設を点検・調査するものである。本業務の成果を診断等に用いることを十分に理解し、画像や記録に不備がないように業務を遂行すること。
7. 本業務は安全性・作業性を考慮し、夜間の調査作業を見込んでいる。
8. 本業務は管路内での潜行目視調査を見込んでいるが、代替にテレビカメラにて調査を実施することができる。
9. 調査延長・管径等の変更は設計変更の対象とするが、調査方法の変更に伴う金額の変更は行わない。
10. 本調査箇所は合流地域が含まれるため、受注者は事前に安全管理計画を作成すること。安全管理計画は「現場特性の事前把握」「中止基準・再開基準の設定(予防対策)」「迅速に退避するための対策」「日々の安全管理の徹底」について定めること。
11. 本委託における交通整理員については、警備業者の作業員で交通整理、作業車の誘導等の作業に従事するものとし、配置場所については監督職員と協議する。なお、警察等の協議により変更が生じた場合は別途協議する。交通整理員は延べ 18 人を見込んでいる。
12. その他、本業務について疑義が生じた場合には、監督職員と協議し、その指示に従うものとする。

管路施設清掃・調査工標準仕様書

第1章 総 則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は佐野市（以下、当市という。）が管理する下水道管路施設内の清掃及び調査工に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、特記仕様書及び図面（以下、設計図書という。）に疑義が生じた場合は、当市と受注者との協議により決定する。

2. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、当市の発議により、監督職員が受注者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督職員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

3. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、清掃及び調査作業（以下、作業という。）を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ① 労働基準法 | （昭和22年法律第49号）及び同法関連法規 |
| ② 労働者災害補償保険法 | （昭和22年法律第50号）及び同法関連法規 |
| ③ 消防法 | （昭和23年法律第186号）及び同法関連法規 |
| ④ 緊急失業対策法 | （昭和24年法律第89号）及び同法関連法規 |
| ⑤ 建設業法 | （昭和24年法律第100号）及び同法関連法規 |
| ⑥ 建築基準法 | （昭和25年法律第201号）及び同法関連法規 |
| ⑦ 港湾法 | （昭和25年法律第218号）及び同法関連法規 |
| ⑧ 毒物及び劇物取締法 | （昭和25年法律第303号）及び同法関連法規 |
| ⑨ 道路法 | （昭和27年法律第180号）及び同法関連法規 |
| ⑩ 下水道法 | （昭和33年法律第79号）及び同法関連法規 |
| ⑪ 中小企業退職金共済法 | （昭和34年法律第160号）及び同法関連法規 |
| ⑫ 道路交通法 | （昭和35年法律第105号）及び同法関連法規 |
| ⑬ 河川法 | （昭和39年法律第167号）及び同法関連法規 |
| ⑭ 電気事業法 | （昭和39年法律第170号）及び同法関連法規 |
| ⑮ 公害対策基本法 | （昭和42年法律第132号）及び同法関連法規 |
| ⑯ 騒音規制法 | （昭和43年法律第98号）及び同法関連法規 |
| ⑰ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | （昭和43年法律第98号）及び同法関連法規 |
| ⑱ 水質汚濁防止法 | （昭和45年法律第138号）及び同法関連法規 |

- ⑲ 酸素欠乏症等防止規則 (昭和43年法律第98号) 及び同法関連法規
- ⑳ 労働安全衛生法 (昭和43年法律第98号) 及び同法関連法規
- ㉑ 振動規制法 (昭和51年法律第64号) 及び同法関連法規

(2) 使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行なうこと。

なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行なうこと。

4. 提出書類

(1) 受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、作業に着手すること。

- ① 業務実施計画書
- ② 業務責任者選任通知書
- ③ 工程表
- ④ 職務分担表
- ⑤ 緊急連絡届
- ⑥ 清掃・調査作業計画書
- ⑦ 酸素欠乏危険作業主任者届

(酸素欠乏作業主任技術者技能講習修了書(第2種)の写しを添付のこと)

(2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。

(3) 受注者は、作業が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。

- ① 委託業務完了報告書
- ② 出来高調書
- ③ 作業記録写真(第1章「11. 作業記録写真」による。)
- ④ 完了図書(報告書)一式
- ⑤ 請求書

(4) 前記各項のほか、監督職員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

5. 官公署への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の規制等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

6. 現場体制

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに業務責任者、並びに清掃及び調査の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (3) 受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。
- (4) 受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

7. 下請負人の届出

(1) 受注者は、作業の一部を下請負させる場合で、当市がその下請負人の届出の提出を求めた時は、着

手に先立ち、下請負人使用状況届により、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について、届け出ること。

作業期間中に、下請負人を変更する場合も同様である。

- (2) 作業の実施にあたって、著しく不相当であると認められる下請負人は、交代を命ずることがある。この場合は、受注者は、ただちに必要な措置を講じること。

8. 地先住民等との協調

- (1) 受注者は、作業を実施するにあたり、地先住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督職員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等からの報酬、または手数料を受け取ってはならない。

なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。

- (4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

9. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督職員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに現状復旧すること。
- (2) 受注者は、作業にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

10. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、作業の円滑な進行を図ること。
- (3) 受注者は、毎月末、所定の様式により、作業の進捗状況を監督職員に報告すること。
- (4) 日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝日、休日等）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容、作業時間等について、監督職員の承諾を得ること。

11. 記録写真

受注者は、次の各項に従って、記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督職員に提出すること。

- (1) 管渠内から、作業前後の状況を、同一方向で撮影すること。
ただし、管渠内からの撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行うこと。
- (2) 人力または機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- (3) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (4) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- (5) 写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさについては監督職員と協議すること。
- (6) 撮影は、調査延長 300m程度に対して、1箇所 の保安施設の状況、テレビカメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況のほか、監督職員が指定する内容について行うこと。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、補修作業計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管渠などに入入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督職員が指示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督職員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、下水道管路内調査工と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な証明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督職員に提出すること。

5. その他

- (1) 受注者は、作業にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督職員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。

- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに当市に届け出ること。

第3章 清 掃 工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、清掃・調査作業計画書に作業箇所、作業順序を定め、事前に監督職員に報告した上で、作業に着手すること。
- (2) 作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 作業にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督職員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起らない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。
ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法及び当市公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 受注者が監督職員の指示に反して、作業を続行した場合及び監督職員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- (6) 作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 作業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

2. 清掃工

- (1) 作業時間、作業範囲等
作業にあたっては、道路使用許可条件を厳守して、実施すること。
- (2) 土砂等の流下防止
作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を受注者の責任で取り除くこと。
- (3) 土砂等の積込み、運搬
- 1) 受注者は、作業にあたって、十分な運搬車両を配置すること。
 - 2) 運搬車両は、事前に当市に届け出を行うこと。
 - 3) 運搬車両は、その使用にあたって、土砂等の流出・飛散、並びに臭気の漏洩のおそれのない構造の車両とすること。
 - 4) 積込みにあたっては、土砂等の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないように措置を講ずること。
 - 5) 土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中で漏落しないような措置を講ずること。
 - 6) 土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。
- (4) 機械による清掃作業
- 1) 高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により管渠を損傷することのないよう、吐出圧に留意すること。
 - 2) 高圧洗浄車に使用する洗浄水は、佐野市水処理センターにて処理水を支給することができる。受

注者は給水車にてくみ上げ、運搬し使用することができる。

第4章 調 査 工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、清掃・調査作業計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に監督職員に報告した上で、調査に着手すること。
- (2) 調査にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないように十分留意すること。
- (3) 調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督職員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起らない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。
ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法及び当市公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 受注者が監督職員の指示に反して、調査を続行した場合及び監督職員が事故防止上危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。
- (6) 調査にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、調査終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

2. 調査工

(1) 清掃・調査作業計画書

受注者は調査にあたり、事前に次の事項を記載した清掃・調査作業計画書を提出すること。

- ① 調査概要
- ② 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
- ③ 調査計画（テレビカメラ装置等使用機器、調査方法、実施工程表等）
- ④ 安全計画（保安対策、交通規制、管渠内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）
- ⑤ その他（監督職員の指示する事項）

(2) 調査機材

調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

(3) 調査時間

調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(4) テレビカメラによる調査

- 1) 調査にあたっては、あらかじめ当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。ただし内径800mm以上の場合はこの限りではない。なお、洗浄に高圧洗浄車を使用する場合、その洗浄水は監督職員との協議により調達先を選定すること。
- 2) 本管の調査は、原則として上流から下流に向け、テレビカメラを移動させながら行うこと。
- 3) 本管の調査にあたっては、管種、管径、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、取付管の突出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等について異常の程度を確認し、全区間撮影（カラー）し、DVD等に収録する。また異常箇所、取付管口等の必要箇所については、側視撮影（カラー）し、鮮明な画像をDVD等に収録すること。

4) 本管及び取付管部の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。また、DVD等とは別にモニターから写真撮影（カラー）を行うものとする。

これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に監督職員と協議し、承諾を得なければならない。

5) 調査区間内のマンホール調査項目は、(5) 2) の目視調査内容による。

(5) 目視による調査

1) 内径 800mm 以上

本管内に調査員が入り、管路施設の布設状況、土砂等の堆積状況、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、取付管の突出し、油脂の付着、木の根の浸入、浸入水等について異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。本管内の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。

写真は調査年月日、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。

なお、調査内容はテレビカメラによる調査に準ずるものとする。

2) マンホール目視調査

マンホール内に調査員が入り、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、浸入水、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、土砂等の堆積、管渠の布設状況、蓋の摩耗度、蓋のがたつき・蓋違い、副管の状況等について、異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

写真撮影は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて行い、マンホール 1 箇所あたり 3 枚以上を標準とする。

(6) 取付管調査

1) 調査に先立ち、当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること

2) 調査にあたっては、本管同様、管の破損、継手部及び曲部の不良箇所、管壁のクラック漏水、取付管口等に十分注意しながら、撮影（カラー）を行うものとする。

3) 不良箇所の位置表示は公共汚水ます中心からの距離とする。

(7) 巡視・点検

管路施設の大部分は、地下構造物であり、地上での巡視・点検は、その項目が限られるが、面的に広い範囲にわたっており、それを効率的に行うには、計画的に実施する必要がある。

写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所等を明記した黒板を入れて行い、10m 当り 1 枚（管渠の場合）または 1 箇所当り 1 枚（マンホールの場合）を標準とする。

(8) 送煙試験

送煙試験は、誤接続の予想される分流式下水道管路施設において、発煙筒を設置し、昇煙の有無によって誤接続を判断する。以下の事項に注意して作業を行うこと。

1) 止水プラグなどを入れて、管渠を一時的に遮断し、マンホール上に送風機を置く。

2) 管渠内に空気を送り込み、発煙筒を使用して送煙を行う。

3) 管渠の異常を発見したら、スプレーペイント（有色）で目印をする。

4) 送煙試験を行う前に、必ず消防署及び付近住民に連絡を徹底しておく。

5) 写真撮影（カラー）は調査年月日、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れて行い、本管は 20m 当り 3 枚を宅地内は 1 戸当り 3 枚をそれぞれ標準とする。

(9) 音響試験

1) 調査方法は、ハンマーによる打撃音、あるいは音波による確認とすること。

2) 写真撮影（カラー）は、調査年月日、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れて行い、1

戸当り 3 枚を標準とする。

(10) 染料試験

- 1) 染色液を上流マンホール、樋、枳などの地上部で試験する場所から流すこと。
- 2) 下流で流れを見ながら、染色液を確認したら、写真撮影を行うこと。
- 3) 写真撮影（カラー）は、調査年月日、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れて行い、1 戸当り 3 枚を標準とする。

(11) 異常時の処置

調査の続行が困難になった場合は、ただちに監督職員に報告し、指示を受けること。

この場合においても、上流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

3. 報告書

- (1) 調査結果は報告書を作成し、提出すること。
- (2) 調査結果をDVD等に収録する場合は、一般用DVD等に収録すること。なお、提出するDVD等及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径並びに距離等を表示すること。
- (3) 提出する成果品は次のとおりとする。
 - ① 報告書
 - ② 不良箇所写真帳
 - ③ DVD等（テレビカメラ調査の場合）
 - ④ その他監督職員の指示するもの

第5章 そ の 他

1. 作業の完了

作業を終了し、所定の書類が提出された後、当市検査員の検査をもって完了とする。

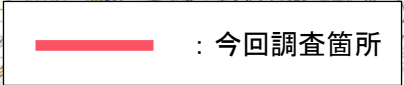
2. 検査

- (1) 受注者は、中間検査及び完了検査に立会うこと。
- (2) 受注者は、検査のために必要な資料（日報、写真、完了図書等）を、検査員の指示に従い、提出すること。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は、速やかに当該業務の修正を行うこと。

3. その他

- (1) 作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに監督職員に報告すること。
- (2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、作業遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督職員に報告し、指示を受けて処理すること。

全 体 平 面 图



出典:地理院地図

佐野市公共下水道台帳図



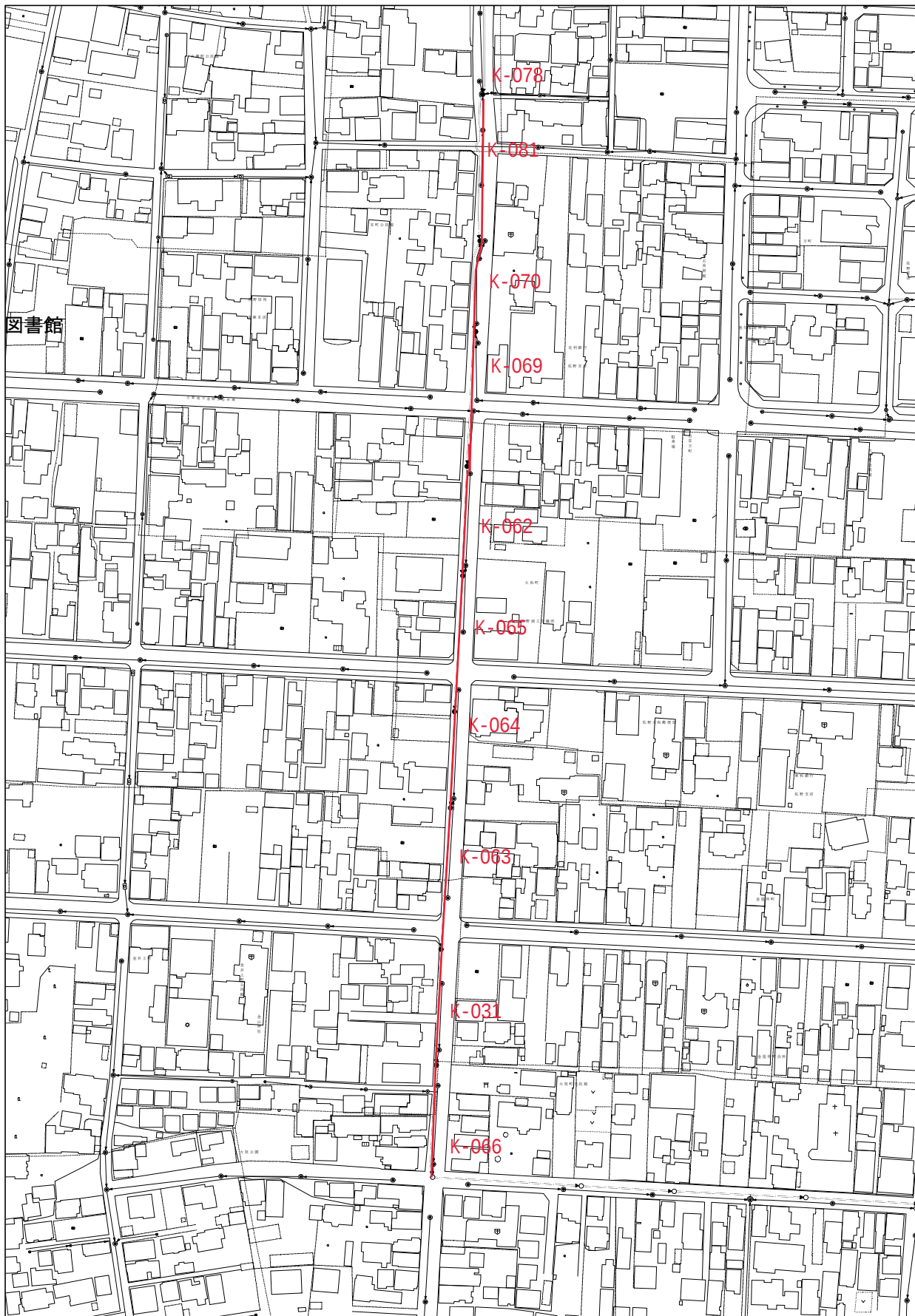
※現地と異なる場合があります
ご了承ください

佐野市 上下水道局 下水道課

縮尺1:2500

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100m

佐野市公共下水道台帳図

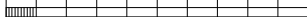


※現地と異なる場合があります
ご了承ください

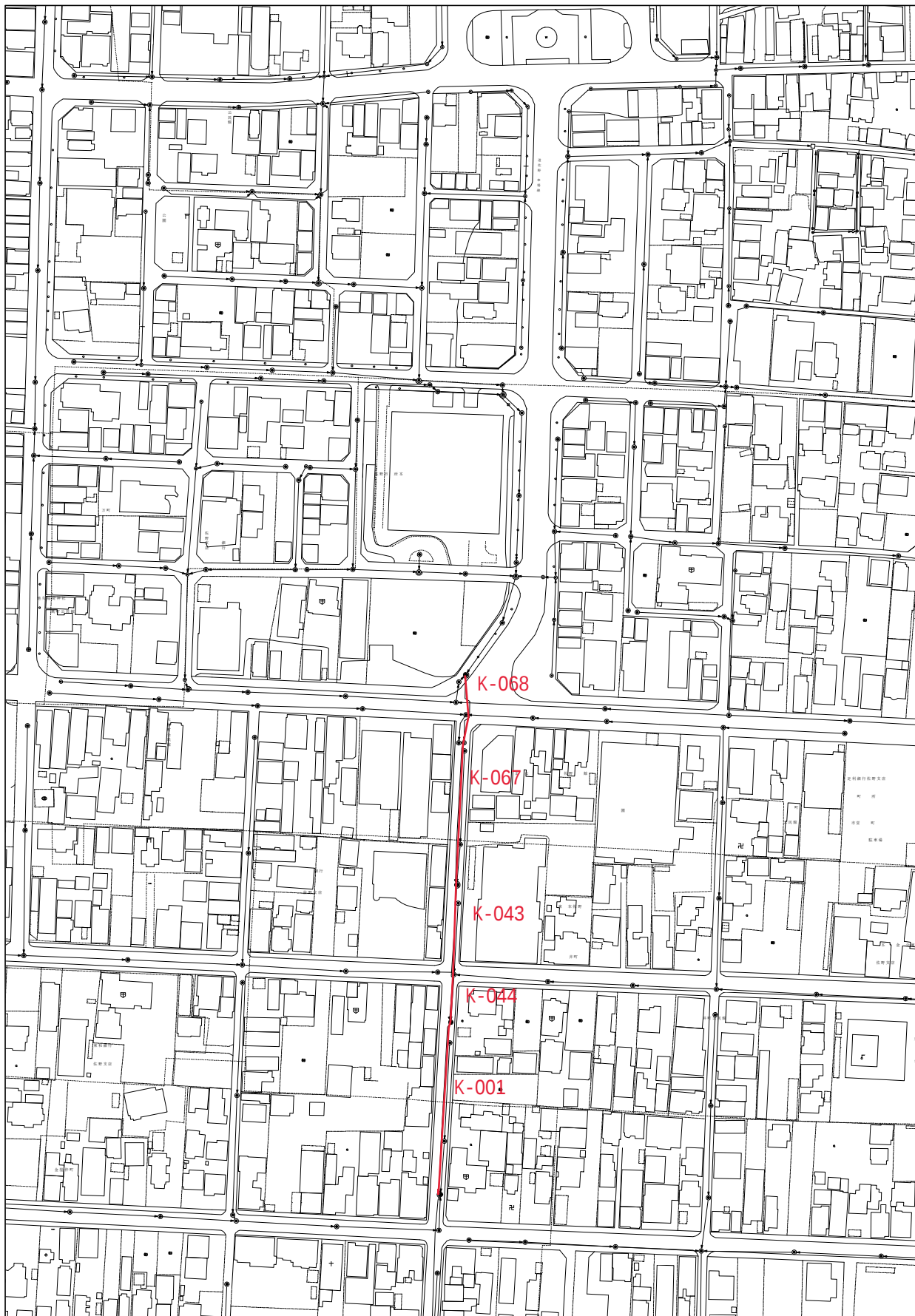
佐野市 上下水道局 下水道課

縮尺1:2500

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100m



佐野市公共下水道台帳図



※現地と異なる場合があります
ご了承ください

佐野市 上下水道局 下水道課

縮尺1:2500

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100m

佐野市公共下水道台帳図



天明小学校

K-002

K-025

K-024

K-026

K-028

K-029

K-027

K-045

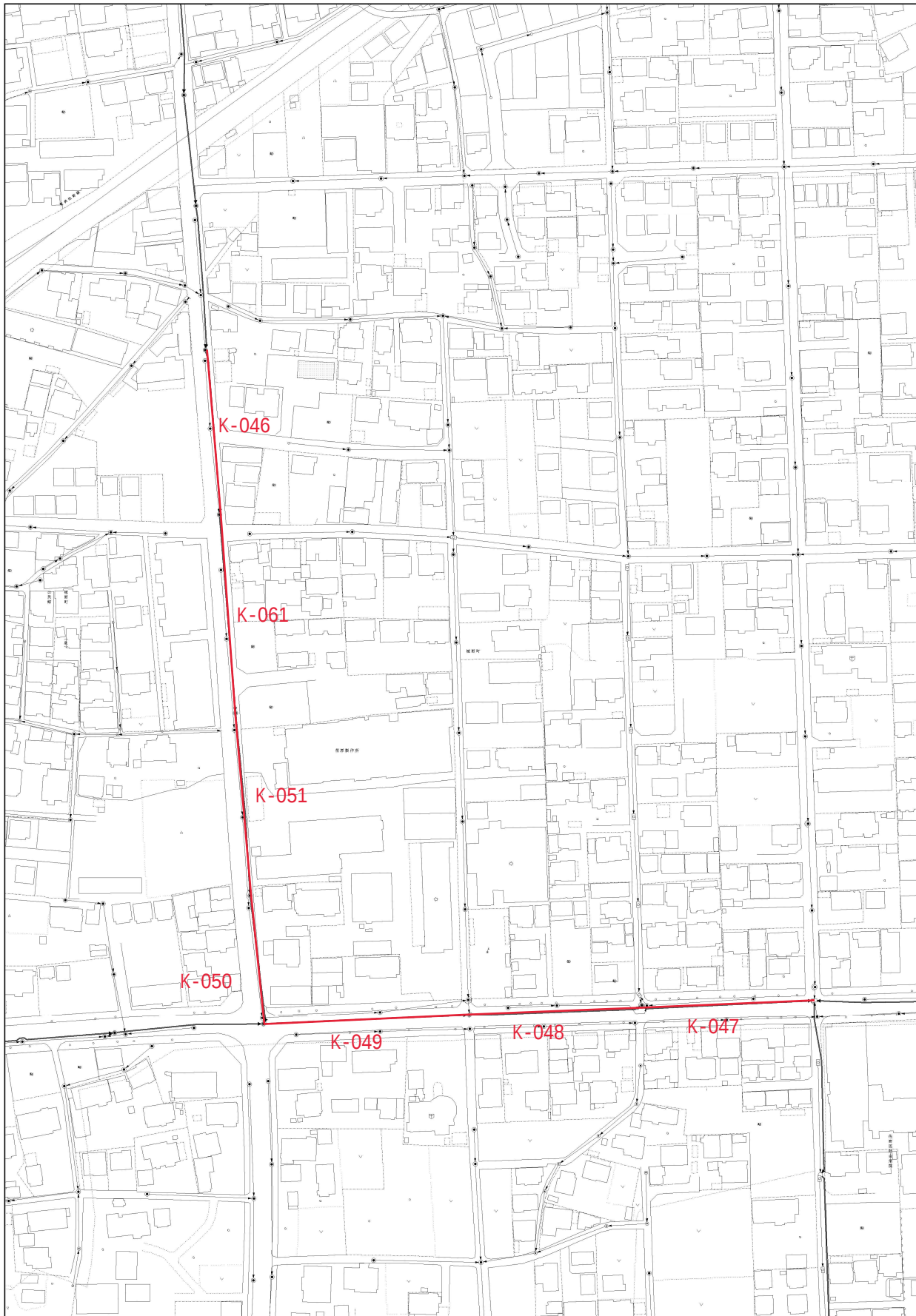
佐野市 上下水道局 下水道課

※現地と異なる場合があります。ご了承ください。

縮尺1:2500

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100m

佐野市公共下水道台帳図



※現地と異なる場合があります
ご了承ください

佐野市 上下水道局 下水道課

縮尺1:2500

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100m

佐野市公共下水道台帳図

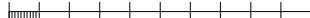


佐野市 上下水道局 下水道課

※現地と異なる場合があります　ご了承ください

縮尺1:2500

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100m



佐野市公共下水道台帳図



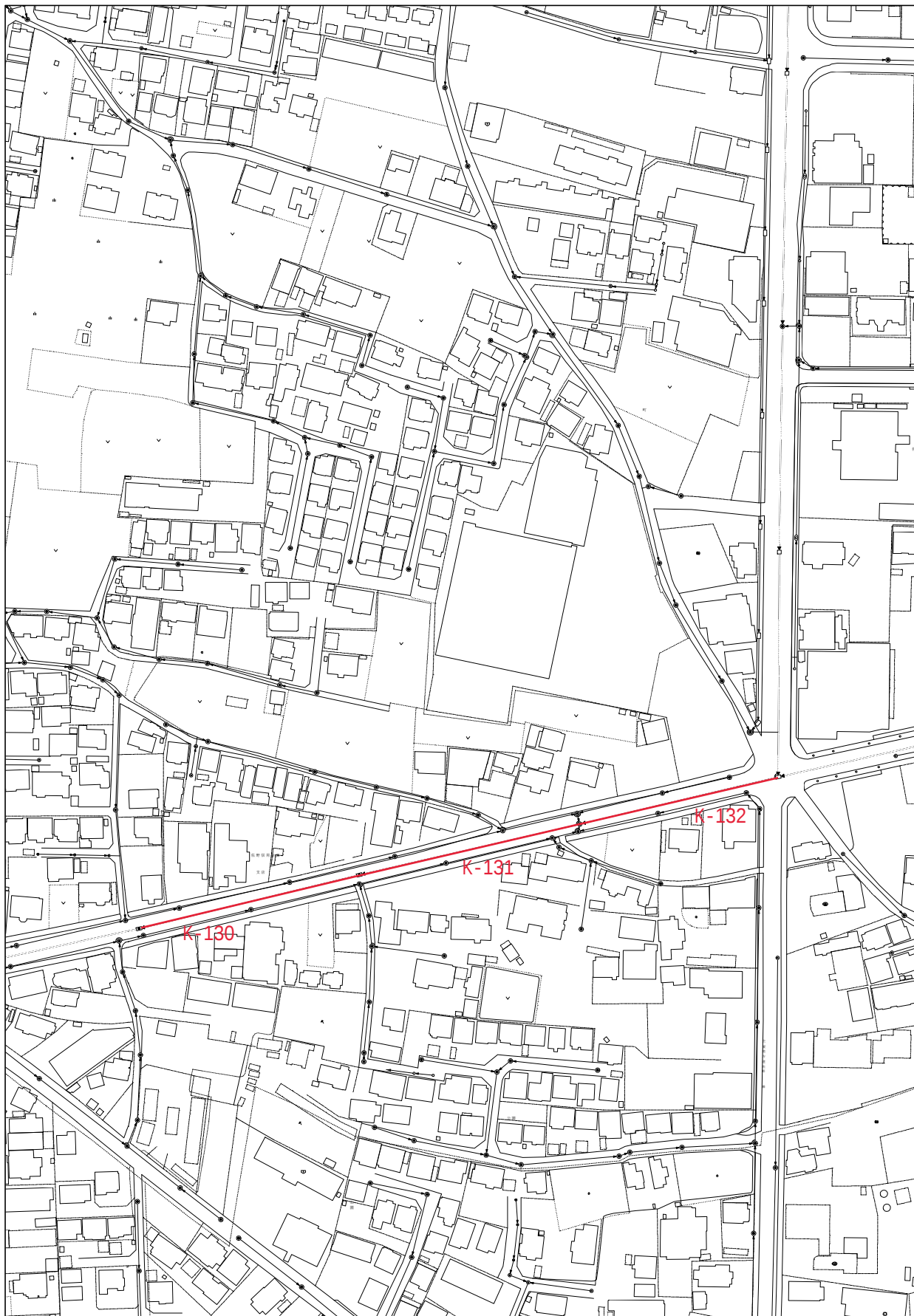
※現地と異なる場合があります
ご了承ください

佐野市 上下水道局 下水道課

縮尺1:2500

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100m

佐野市公共下水道台帳図



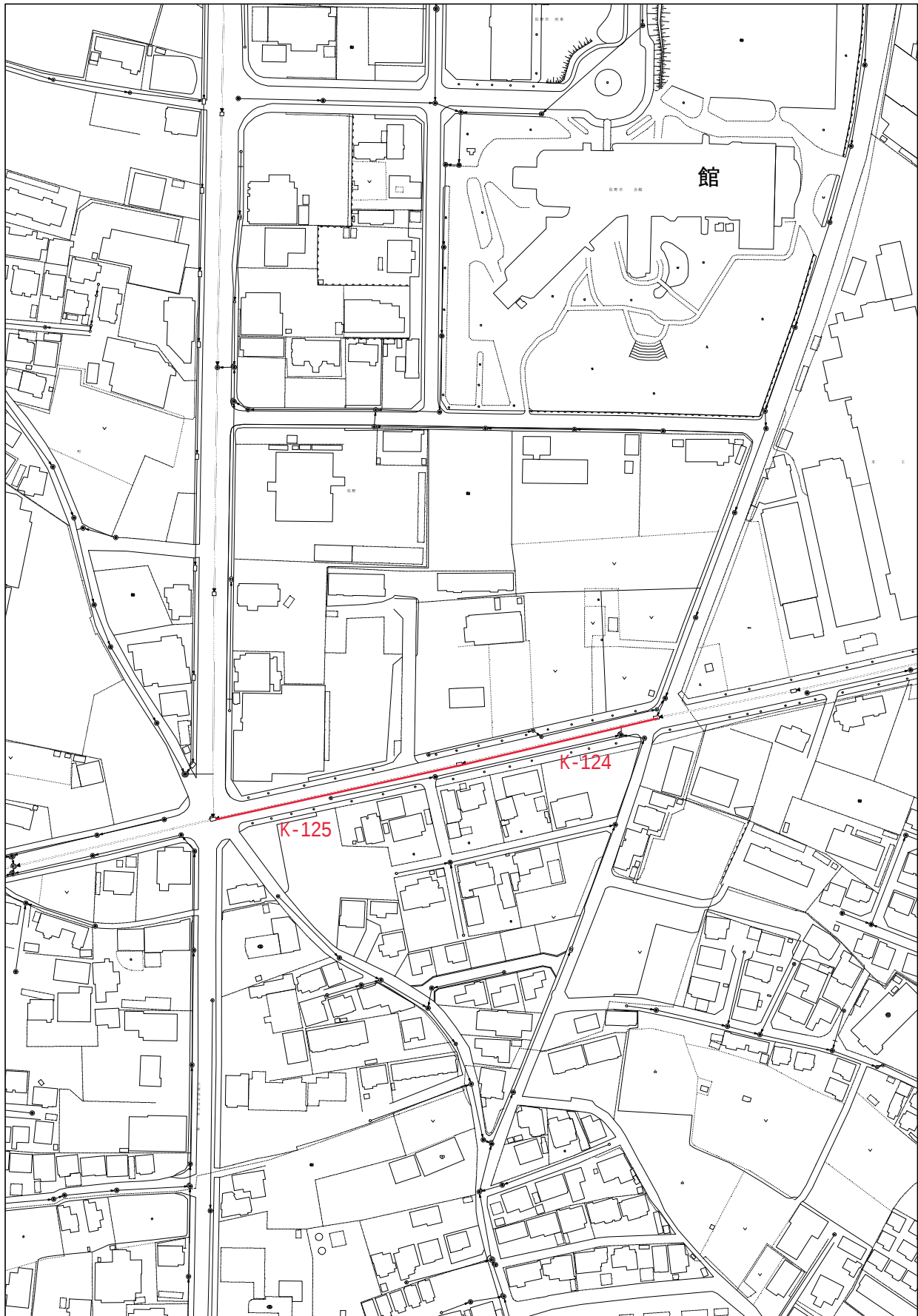
※現地と異なる場合があります
ご了承ください

佐野市 上下水道局 下水道課

縮尺1:2500

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100m

佐野市公共下水道台帳図



佐野市 上下水道局 下水道課

※現地と異なる場合があります。ご了承ください

縮尺1:2500

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100m

■潜行目視調査対象路線一覧

No.	EL	処理地区	地区	布設年度	管種	管径(mm)	延長(m)
K-001	K1A1669-01	佐野中央	金屋仲町	1975	ヒューム管	800	75.9
K-002	K1A1671-01	佐野中央	金屋仲町	1975	ヒューム管	800	65.1
K-024	K1A338-01	佐野中央	金吹町	1973	ヒューム管	800	72.3
K-025	K1A1875-01	佐野中央	金吹町	1975	ヒューム管	800	65.0
K-026	K1A357-01	佐野中央	上台町	1973	ヒューム管	800	77.4
K-027	K1A358-01	佐野中央	上台町	1973	ヒューム管	800	48.0
K-028	K1A359-01	佐野中央	上台町	1973	ヒューム管	800	91.1
K-029	K1A359-A1	佐野中央	上台町	1973	ヒューム管	800	13.0
K-031	K1A337-01	佐野中央	金井上町	1976	ヒューム管	800	48.2
K-043	K1A1670-01	佐野中央	大和町	1975	ヒューム管	800	38.3
K-044	K1A1670-0A	佐野中央	大和町	1975	ヒューム管	800	21.4
K-045	K1A370-01	佐野中央	植野町	1973	ヒューム管	800	62.1
K-046	K1A371-01	佐野中央	植野町	1973	ヒューム管	800	72.1
K-047	K1A374-01	佐野中央	植野町	1971	ヒューム管	1000	76.9
K-048	K1A375-01	佐野中央	植野町	1971	ヒューム管	1000	75.2
K-049	K1A376-01	佐野中央	植野町	1971	ヒューム管	1000	90.1
K-050	K1A377-01	佐野中央	植野町	1971	ヒューム管	800	47.5
K-051	K1A378-01	佐野中央	植野町	1971	ヒューム管	800	80.1
K-052	K1A379-01	佐野中央	植野町	1967	RCボックスカルバート	1950x1950	79.2
K-053	K1A380-01	佐野中央	植野町	1967	RCボックスカルバート	1950x1950	77.2
K-054	K1A381-01	佐野中央	植野町	1967	RCボックスカルバート	1950x1950	77.8
K-055	K1A382-01	佐野中央	植野町	1967	RCボックスカルバート	1950x1950	78.2
K-056	K1A384-01	佐野中央	植野町	1967	RCボックスカルバート	1950x1950	67.6
K-057	K1A385-01	佐野中央	植野町	1967	RCボックスカルバート	1950x1950	101.5
K-058	K1A385-0A	佐野中央	植野町	1967	RCボックスカルバート	1950x1950	40.9
K-061	K1A407-01	佐野中央	植野町	1973	ヒューム管	800	86.9
K-062	K1A310-01	佐野中央	大和町	1976	ヒューム管	800	58.2
K-063	K1A323-01	佐野中央	大和町	1976	ヒューム管	800	58.2
K-064	K1A324-01	佐野中央	大和町	1976	ヒューム管	800	48.2
K-065	K1A325-01	佐野中央	大和町	1976	ヒューム管	800	48.2
K-066	K1A336-01	佐野中央	大祝町	1976	ヒューム管	800	48.5
K-067	K1D077-01	佐野中央	高砂町	1975	ヒューム管	800	62.4
K-068	K6613G0025-01	佐野中央	高砂町	1975	ヒューム管	800	29.3
K-069	K1A311-01	佐野中央	本町	1976	ヒューム管	800	58.2
K-070	K1A312-01	佐野中央	本町	1976	ヒューム管	800	39.0
K-074	K1A280-01	佐野中央	朝日町	1978	ヒューム管	800	61.3
K-075	K1A281-01	佐野中央	朝日町	1979	ヒューム管	800	31.5
K-077	K1A300-01	佐野中央	朝日町	1976	ヒューム管	800	57.0
K-078	K1A300-A1	佐野中央	朝日町	1976	ヒューム管	800	0.3
K-079	K1A301-01	佐野中央	朝日町	1976	ヒューム管	800	55.2
K-080	K1A302-01	佐野中央	朝日町	1976	ヒューム管	800	57.0
K-081	K1A313-01	佐野中央	朝日町	1976	ヒューム管	800	64.0
K-124	K1B026-0C	佐野中央	浅沼町	1966	RCボックスカルバート	1500x1350	74.5
K-125	K1B027-01	佐野中央	浅沼町	1966	RCボックスカルバート	1500x1350	113.0

No.	EL	処理地区	地区	布設年度	管種	管径(mm)	延長(m)
K-001	K1A1669-01	佐野中央	金屋仲町	1975	ヒューム管	800	75.9
K-129	K1A383-01	佐野中央	浅沼町	1967	RCボックスカルバート	1950x1950	101.0
K-130	K1A386-01	佐野中央	浅沼町	1967	RCボックスカルバート	1950x1950	100.4
K-131	K1A387-01	佐野中央	浅沼町	1967	RCボックスカルバート	1950x1950	102.0
K-132	K1A388-01	佐野中央	浅沼町	1967	RCボックスカルバート	1950x1950	91.1
K-138	K1A282-01	佐野中央	天神町	1978	ヒューム管	800	49.2

合計 3136.7
 φ800～φ1500 2032.3
 φ1500～ 1104.4

参 考 資 料

(総括情報表)

事務所 設計書名 変更回数 適用単価区分 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系 ファイル名	04 佐野市 実施設計書 当初 0 1 実施単価 91 安足土木管内①（旧佐野） 0-060810(0) 1 一般公共 公共下水道ストックマネジメント管路施設調査業務委託その5	
	当 世 代	前 世 代
前払率 工種 イメージアップ 市街地補正区分 交通規制区分 ゼロ責務工事に係る補正 週休二日補正区分 契約保証方法 消費税等の率	0 管路清掃工、管路調査工（下水道） 00 計上しない 11 市街地 02 一般交通影響あり（2） 01 補正なし 01 補正なし 03 補正なし 06 10%適用	
	この「参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、 契約書第一条にいう設計図書ではない。	